

早稲田大学大学院法学研究科

2019年2月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「原因者負担原則と土地所有者責任との関係に
関する考察——アメリカ、ドイツ、およびわが
国の土壌汚染対策法制の比較から——」

申請者氏名 石巻実穂

主査 早稲田大学教授
早稲田大学教授
早稲田大学教授

大塚直
糊澤能生
秋山靖浩

石巻実穂氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程に所属していた石巻氏は、2018年10月22日、その論文「原因者負担原則と土地所有者責任との関係に関する考察——アメリカ、ドイツ、およびわが国の土壤汚染対策法制の比較から——」を早稲田大学大学院法学研究科に提出して、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の審査委員は、同研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2019年2月4日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

I. 本論文の課題と構成

本論文は、環境法の基本原則である原因者負担原則と、土地所有者責任の関係についてアメリカ法、ドイツ法を参照しつつ比較検討し、わが国の土壤汚染対策法の問題点を論じたものである。

本論文は序章、第1章から第3章、及び終章の計5章から構成されている。

序章において、論者は、わが国の土壤汚染対策法における調査、都道府県知事による汚染除去等の措置の指示、土地所有者から原因者への汚染除去等の費用の求償のすべてにおいて、土地所有者の責任が過度に重視されていると評価する。そして、わが国の土壤汚染対策法の最大の問題点として、①善意無過失の土地所有者等の責任が無制限であること、及び②自発的に汚染除去等の措置を講じた土地所有者に求償権が与えられない可能性のあることの2点をあげる。この点を探求するため、比較法の対象としては、アメリカ法とドイツ法をとりあげる。アメリカ法については、土壤汚染対策法制として「包括的環境対処補償責任法」(以下、「CERCLA」という)が世界の先駆けとなったこと、ドイツ法については、ドイツ環境法において、原因者負担原則が土地所有者の状態責任を包摂するとの考え方が存在すること、わが国の土壤汚染対策法上の土地所有者責任がドイツの警察法上の状態責任の概念に由来することから、取り上げられている。

第1章では、アメリカ法について、CERCLA 立法時から汚染者負担原則を根拠としてきたことを指摘しつつ、上記①については、善意無過失の土地所有者等には抗弁規定により免責の機会が設けられていること、②については、自発的浄化者によるCERCLA上の求償が判例上認められていることをあげる。

第2章では、ドイツ法について、原因者負担原則の中に土地所有者の状態責任が含まれるとする学説もあるが、反対説もあることを指摘しつつ、①について判例上、善意無過失の状態責任者の責任に上限を設けなければ違憲であるとされていること、②について自発的浄化の場合にも土地所有者が同法の求償規定を用いて原因者に求償することが認められていることをあげる。

そして、第3章では、状態責任はドイツの警察法に由来するものであるが、わが国では、ドイツとは異なり概括条項のある一般警察法が存在するものではない点から、わが国の環境法の原因者負担原則が本来的に状態責任を包摂する概念であるはずがないとする。そして、環境法の基本原則たる原因者負担原則に包摂されるものと捉えることが目指されたドイツの状態責任でさえ、公平性の観点および所有権保障の要請により限界が設定されなければならないと解されていることに鑑みれば、わが国の環境法における土地所有者責任の概念がドイツにおける状態責任よりも厳格であることは理解しがたいとする。そのうえで、アメリカのCERCLAにおいて、土地所有者責任が汚染者負担原則を補完するとされた点は、わが国の土壤汚染対策法の立法時の議論とも類似する点があり、このような解釈が妥当であるとする。

そして、このような作業をした上で、終章では、土壤汚染対策法の最大の問題である上記2点について検討するに当たり、土壤汚染対策法が土地所有者の責任を原因者よりも厳格に規定していること自体が、原因者負担原則と土地所有者責任とのあるべき関係性に反したものであることを指摘する。

そして、①に関しては、土地の取得の時点で土壤汚染について善意無過失であった土地所有者について措置実施責任を減免するか、少なくとも費用負担責任に上限を設定し、原因者が無資力の場合には土壤汚染対策基金を活用することを提案する。同基金制度を土地所有者への交付の場合のみでなく、原因者の支払い能力が不足している場合にも認め、後に原因者から返還させる案も示されている。次に、②に関しては、(都道府県知事が汚染除去等措置について指示をした場合に土地所有者に求償権を認める)土壤汚染対策法8条1項を類推適用して、自発的に汚染除去等の措置を講じた土地所有者の原因者への費用の求償を認めるべきであるとする。

II 本論文の内容

上記 I. で本論文の概要をごく簡略に述べたが、ここでは、その内容を多少詳細に記すこととする。

(1) 序章においては、論者は、土壤汚染対策法における調査(3条)、都道府県知事からの汚染除去等の措置の指示(7条)、土地所有者から原因者への汚染除去等の費用の求償(8条1項)のすべてにおいて、土地所有者の責任が過度に重視されていると評価する。7条に関しては、原因者に指示措置を課するために3要件が必要なこと、原因者が複数の場合に各原因者の責任が寄与度を限度とするものとされている(同法施行規則34条2項)のに対し、土地所有者の責任には要件も限定もないことを批判する。そして、論者は、わが国の土壤汚染対策法の最大の問題点として、①善意無過失の土地所有者等の責任が無制限であること、及び②自発的に汚染除去等の措置を講じた土地所有者に求償権が与えられない可能性のあることの2点をあげる。そして、このような問題の根源は、原因者負担原則と土地所有者責任の関係性が不明確である点にあるとする。

(2) 第1章では、アメリカの「包括的環境対処補償責任法」(以下「CERCLA」という)の責任体系を概観した上で、汚染者負担原則と土地所有者責任との関係を考察している。

まず、CERCLAにおける責任主体と責任主体間での求償について、検討を加えている。CERCLAの下では、汚染サイトの浄化に関する責任を負う者は潜在的責任当事者(以下「PRP」という)と呼ばれており、(i)現在のサイトの所有者および管理者、(ii)有害物質が処分された当時のサイトの所有者または管理者、(iii)有害物質を処分、処理、加工した手配者、(iv)有害廃棄物の処分または処理をする施設や場所の選定を行った有害物質の輸送者、のいずれかに該当する者がPRPに当たる。PRPは、浄化措置実施責任および浄化費用負担責任について厳格な責任を負うものの、自身の費用負担を軽減するために、次の法的手段を用いることができる。1)負担した費用について、他のPRPに対して求償を行うこと。2)連邦政府や他のPRPから費用回収訴訟を提起された場合に、損害の可分性の証明をすることによって連帯責任を免れること。3)他のPRPから費用回収訴訟を提起された場合に、訴訟当事者間で公正に費用配分がなされるように反訴請求をすること。

次に、CERCLAの責任体系が原因者負担原則に基づいたものといえるかについて、検討を加える。CERCLAの立法過程を見ると、汚染者負担原則が法律の目的とされており、議会や環境保護局、判例も、CERCLAの責任体系の中心に汚染者負担原則を位置づけている。そして、CERCLA

の責任体系における汚染者負担原則を肯定的に評価する見解を紹介した上で、汚染者負担原則が CERCLA の責任体系の基礎になっていると評している。他方で、CERCLA の責任体系は汚染者負担原則と矛盾しているとの見解もあり、この見解の指摘によると、CERCLA が汚染者負担原則を貫いているとは必ずしも言えない側面もある。しかし、汚染者負担原則を基礎にしたと言われる CERCLA の責任体系が真の汚染原因者への責任追及を比較的容易にしていることは事実であり、汚染者負担原則が CERCLA における土壌汚染浄化に寄与してきた側面を評価するべきであるとする。

さらに、CERCLA の責任体系の中で土地所有者責任がどのように位置付けられているかについて、検討を加えている。土地所有者責任は土地所有者という地位のみを根拠とする責任であり、汚染原因者が責任主体として利用不可能である場合に、CERCLA の適用範囲に抜け穴を作ること防ぐ目的から採用された。しかし、汚染について知らずに土地を購入した善意無過失の土地所有者にまで責任を負わせることは不公平であるとの批判が強く、CERCLA における汚染者負担原則とも矛盾していた。また、善意の土地所有者が CERCLA 上の責任を免責されないとすると、人々は、CERCLA における責任を負うことを避けるために、汚染の疑いのある土地を放置することになる(ブラウンフィールド問題)。このような状況を改善するために、CERCLA において、一定の要件の下で、善意の土地所有者 (ILO)、誠実な土地購入予定者 (BFPP)、隣接地の所有者 (CPO) 土地所有者等を免責する旨の規定が改正および新設された。

以上の検討によると、CERCLA においては、汚染者負担原則が責任体系の基軸になっている。これに対し、土地所有者責任は、汚染原因者を責任主体として利用不可能な場合に CERCLA の適用範囲に抜け穴ができるのを防ぐための責任であり、一定の範囲で免責の可能性が認められていることからすれば、あくまでも汚染者負担原則を補完するものとして位置づけられる。そして、理念的にこのように整理されるのみでなく、実際にも、(i) CERCLA において、土地所有者の責任が厳格に過ぎたためにブラウンフィールド問題が深刻化したことによって、その問題への対処として善意の土地所有者等を免責する方向に舵を取らざるを得なくなり、結果的に、土地所有者責任が汚染者負担原則とそれほど矛盾しない責任体系に落ち着いており、さらに、(ii) 善意の土地所有者等の免責に関する法政策がブラウンフィールド問題の改善と汚染サイトの浄化の促進に大きく貢献してきたことからすると、現実的な機能の面から見ても、土地所有者責任を、汚染者負担原則を補完する位置づけに留めておくことが最も妥当な責任体系といえるとする。

(3) 第2章では、論者は、日本の土壌汚染対策法上の土地所有者責任が、ドイツ警察法上の状態責任の概念に由来するとされていることから、ドイツにおいて環境法上の原因者負担原則と、警察法上の状態責任との関係がいかに整理されてきたかを検討する。

伝統的にドイツ警察法は、行為によって危険を惹起する「行為責任者」と、危険を生じさせる物の所有者および当該物に対し事実上の支配力を行使する「状態責任者」を類型化してきた。まず警察法上の行為責任と原因者負担原則との関係について学説は、後者が前者を手段として包摂する関係にあるとしている。これに対して状態責任と原因者負担原則の関係はどうか。

バイエルン高等行政裁判所は 1986 年の判決で、原因者負担原則の中に状態責任が含まれることを初めて明言し、原因者の責任を状態責任者に優先させるという責任の序列化を図り、費用負担に際して状態責任を制限することを示唆した。これにより、この判決は、ドイツ環境法における原因者負担原則と状態責任との関係を示すリーディングケースとなった。

次に、1990年の環境法典教授草案、および1997年の環境法典草案において、原因者負担原則と状態責任がどのように整理されたかが検討される。教授草案では、原因者負担原則を定める条文の中に状態責任は明記されず「その他の責任者」に含められた。状態責任の根拠は、環境負荷を引き起こす行為にではなく、それを生じさせる物との関係にあるので、状態責任者を原因者と呼ぶことはできないが、他方「その他の責任者」として責任を負わせることができるとしつつ、基本的には状態責任は行為責任に劣後するものとした。そして、同草案は、状態責任に制限を付した。すなわち土地所有者が、土壤負荷の原因者が行政の許可を得て行為をしていることを信頼して土地を取得した場合、この信頼が保護に値する場合、責任は免除されると規定した。この点に関して、論者は、なぜ原因者負担原則の中に「原因者」ではない状態責任者が組み込まれるのかについて疑問を呈する。

1997年の環境法典草案においては、原因者負担原則の規定中に状態責任が明記された。しかし責任の序列としては、原因者である行為責任者が優先され、原因者が利用不能である場合に、迅速で実効的な危険除去の要請から状態責任が動員される、と説明される。また状態責任者はリスク領域の責任は免除される。さらに状態責任者が土地取得の時点で土壤負荷につき善意無過失の場合、状態責任を免除するのではなく、責任に上限を設定し土地の販売価格を限度とする責任上限を導入した。この点を論者は評価している。なお、同草案は、責任の序列を認めず責任者の選択を行政当局の裁量に委ねた。

1998年に連邦土壤保全法が制定された。同法において、両責任の関係はどのように整除されたのか。状態責任の範囲について97年環境法典草案では、土壤負荷発生当時の土地の所有者、占有者も責任対象とされ、状態責任が拡大されていたものの、それらの者が汚染に寄与していないことを立証すれば責任を免じられることとされていた。これに対して同法は、土壤負荷発生当時に限定せず1999年3月以降に所有権を譲渡した前所有者への状態責任の追及を可能とし、状態責任に時効を定めず、さらに現在の所有者に対して、商法上または社団法上の責任を負う者も浄化責任の対象とすることにより、状態責任を拡大した。同法は責任者間の序列について規定していない。そのため判例においても、条文に書かれている責任者の順番が序列と解釈してよいか否かについて立場が分かれていることを、論者は指摘する。また同法は、97年環境法草案に規定されていた、善意無過失である状態責任者の責任範囲の限界を導入しなかったため、責任範囲については判例にゆだねられた。

連邦憲法裁判所は、同法制定の1年後に、この責任範囲を「浄化後の土地の販売価格」までに制限しないと、違憲であるとする判決を出した。その後この決定を踏襲する下級審判決も存在することから、論者は、善意無過失の状態責任者の責任は制限を受けるという方向で、判例上解決されたとする。但し、連邦憲法裁判所のこの決定に関しては、責任限度として「経済的要素」を用いることに対する批判が少なからずあること、他方で状態責任に限度を導入したことを妥当とし、これを土壤保全法に明記すべきであるとする見解もあることが紹介されている。

ドイツ環境法では、原因者以外に例外的に費用を負担すべきものとして、公共、集団、受益者、被害者が想定されている。論者は、状態責任を原因者負担原則の中に組み込む考え方の背後には、費用負担をこのいずれの者に課すべきかを検討することなく、常に状態責任者を原因者に次ぐ負担者として位置づけようとする志向があるのではないかと指摘し、特に善意無過失の被害者的地位にある状態責任者を、公共負担原則に優先させて負担すべき地位に置くことの妥当性に疑問

を投げかけている。論者は、行為責任と適合する原因者負担原則に状態責任を無理にとり込み、状態責任に一定の制限を設けて調整するという方向ではなく、状態責任を原因者以外の負担者と同様の独立した負担原則として位置づけるべきだとする少数意見に賛同する。

(4)第3章では、わが国の土壤汚染対策法について分析する。

まず、責任主体について、調査実施の責任を負うのは当該土地の所有者とされていること、要措置区域での汚染除去等を講じる責任主体は、3要件を満たす場合は汚染原因者であるが、それが満たされない場合には土地所有者等となること(7条1項)を指摘し、汚染除去等の措置の責任主体として土地所有者等が含まれている理由は、①汚染地を支配している者に危険発生を防止する責任(状態責任)があること、②土地の掘削等に関する権原を有しているのは土地所有者等であること、③汚染除去等の措置は当該土地の将来の利用方法を考慮して行われること、が挙げられることを紹介する。また、統計上自主的な調査(2017年度全体の84%)、自主的対策(同年度全体の78%)が多いことも指摘する。

次に、土壤汚染対策法については、原因者負担主義が貫かれているとの見解と、これに対する反対の見解があること、確かに同法7条1項の3要件は、土地所有者の側にも責任を課すべき事情が見いだせるものとなっているため、前者の見解にも理由があるが、汚染原因者が当該汚染について既に除去等の措置を行っている場合に、3要件のうちの相当性の要件を欠くと判断されれば、既に行われた措置が不十分であったために新たに措置が必要となるにもかかわらず、土地所有者等が当該措置について全責任を負わされるのは公平に反するとする。

さらに、論者は、日本法において原因者負担原則が重視されており、公共負担原則は例外的な扱いを受けていること、しかし、土地所有者責任と原因者負担原則との関係性については不明瞭であることを指摘する。

そこで、わが国の状態責任の概念の系譜を検討し、ドイツ法の警察法との関係を扱う。そして、ドイツ警察法の起源である、1794年プロイセン一般ラント法、1931年プロイセン警察行政法、1977年統一警察法模範草案などについて検討しつつ、ただし、日本では、(行政上の)警察責任に関しては、実定法上の議論としてではなく理論上認識されるにすぎず、各個別法で管轄官庁への個別の授権および私人への個別の責任根拠規定が定められているのみであり、「講学上の警察法」が存在しているにすぎないとする。そして、わが国では行政警察に関して一般警察法が存在しなかったために、責任者の範囲は個別法上の明文規定により画されることになり、だからこそ行為責任ないし状態責任という概念を用いなくても足りたとの分析を支持する。また、わが国の講学上の警察法とドイツ警察法とでは大きな隔たりがあるにもかかわらず、その隔たりが学問上十分に整理されていないこと、民法の物権的請求権について状態責任が重視されていることが講学上の警察法における状態責任の重視とも全く無関係とは言い切れないことを指摘する。また、論者は、進んで、財産権の内在的制約の概念や、状態責任者の損失補償の要否の議論にも言及する。

その上で、論者は、わが国では、実定法としての一般警察法が存在しない点でドイツとは全く異なっており、警察法が環境法の理論に発展するという経緯を辿ったわけではないことを重視する。そして、善意無過失の土地所有者に対して土壤汚染対策法が汚染除去等措置の実施責任および費用負担を課することの違憲性および損失補償の要否が争われた訴訟において、そのいずれも否定し、立法裁量が広く認められる旨を判示した裁判例をとりあげ、批判的に論評を加える。

また、善意無過失の土地所有者が自主的に汚染除去等の措置を講じた後、土壤汚染対策法 8 条 1 項に基づき原因者に対して当該措置に要した費用の求償を請求した事件につき、請求を棄却した裁判例をとりあげ、土壤汚染について何ら落ち度がないばかりか自主的に対策を講じた善意無過失の土地所有者に対して求償の道を閉ざすのは酷であることを指摘する。

(5)終章においては、アメリカの CERCLA については、日本法と比べて、1)いずれの PRP も責任の認定に際し汚染と自身の行為との間に因果関係が要求されず、2)PRP の4つのカテゴリーに責任の序列が定められておらず、3)原因者の措置実施責任につき寄与度を限度とする定めがない点に特色があるとし、さらに、善意無過失の土地所有者等の抗弁規定が法律上明記されていること、自発的に浄化措置を講じた土地所有者等が CERCLA の規定に基づき他の PRP に対し費用を請求することが判例上認められていることから、アメリカでは、PRP としては原因者の責任が主軸であるといえるし、土地所有者に責任が偏重する状況は見受けられないとする。一方、ドイツの連邦土壤保全法については、1)原因者に責任を課するには因果関係が必要とされ、2)責任主体に序列はなく、いずれの責任主体を命令の名宛人として選択するかは基本的には当局の裁量があり(可能な限り原因者優先と見る学説が有力である)、3)原因者の措置実施責任につき寄与度を限度とする定めはない点に特色があるとし、さらに、判例上、善意無過失の土地所有者の責任に限度を設けるべきことが示されており、また、自発的浄化をした土地所有者にも、同法上の求償権の行使が認められているとし、日本法よりも土地所有者責任は緩和されているとする。

そして、原因者負担原則と土地所有者責任との関係については、ドイツのように、原因者負担原則の中に土地所有者の状態責任を包摂する考え方は、わが国の環境法では妥当しないとする。その理由としては、わが国の土壤汚染対策法における土地所有者責任は、ドイツ一般警察法上の状態責任の概念に倣ったものではあるが、ドイツとは異なり実定法上のものではなく、他方、わが国の環境法上の原因者負担原則は公害対策の過程で独自に発展した概念であるからであるとする。そして、ドイツ警察法における状態責任の土地所有者を責任者とする機能のみを切り取ってわが国の環境法の中に組み込んだために、同法における土地所有者責任とわが国独自の原因者負担原則との関係性が不明のまま放置されてきたとするのである。そして、原因者負担原則の中に土地所有者の状態責任を包摂するドイツでさえ、判例上、警察法上の状態責任が無制限であることは比例原則に反し違憲であるとされたことから、わが国で、ドイツの警察法上の状態責任を抛り所にして土地所有者の責任を当然に無制限とする解釈はもはや通用しないという。

その上で、アメリカの CERCLA で土地所有者責任が採用された背景として、原因者が責任主体として利用不能である状況に対応する必要があったことが判例で示されているが、この点は、わが国で土地所有者責任が土壤汚染対策法上認められた理由と同様であることから、日本の土地所有者責任もアメリカの CERCLA と同様に、原因者負担原則を補完する目的で採用されたものと理解するのが適当であるとする。

最後に、冒頭で挙げられた、日本の土壤汚染対策法の2つの問題点について解決策を示す。まず、①土地の取得の時点で土壤汚染について善意無過失であった土地所有者については、措置実施責任を減免するか、少なくとも費用負担責任に上限を設定し、原因者が無資力の場合には土壤汚染対策基金を活用することを提案する。同基金制度を土地所有者への交付の場合のみでなく、原因者の支払い能力が不足している場合にも認め、後に原因者から返還させる案も示され

ている。また、土地所有者等の責任の上限を超える部分を基金又は公共の負担とする米独の視点は、日本に置いても取り入れられるべきであるとする。

次に、②自発的に汚染除去等の措置を講じた土地所有者については、土壤汚染対策法8条1項を類推適用して原因者への費用の求償を認めるべきであるとする。理由としては、わが国で講じられている土壤汚染対策措置のうち自発的除去等が8割を占めること、善意無過失であった土地所有者が自発的に汚染の除去を実施した場合については、原因者に求償できないとすると、何ら落ち度がないのに、環境負荷を生じさせた原因者よりも酷な状況に陥れることになることをあげる。

III. 本論文の評価

本論文は、土壤汚染対策法における土地所有者の責任と原因者の責任に関連する文献を涉猟し、理解した上で、一定の説得力のある議論を展開しており、叙述は力強い。

第1に、土壤汚染対策法の考え方については、制定過程から、原因者負担主義と土地所有者主義とが鋭く対立してきたところ、論者は、原因者負担主義の立場に立ちつつ、新たな理由付けを提供していることである。すなわち、論者は、第1次的責任ではなく、最終的責任に注目し、具体的には、原因者の一部しか特定されず又は一部しか資力がない場合には、その者の寄与度以外は土地所有者が負うことになる点、原因者に対する求償規定である8条1項については、原因者が無資力の場合、土地所有者は求償ができないことを問題視する。また、土地所有者の責任に限度額がない点が、わが国の土壤汚染法制が土地所有者を過度に重視している例であるとする。

第2に、アメリカ法との比較については、これまで論じられてこなかった、CERCLA の責任体系における汚染者負担原則の位置づけと土地所有者責任との関係に踏み込んだ点は、評価に値する。

そして、多数の裁判例や文献に依拠して、CERCLA において汚染者負担原則が責任体系の基軸になっており、土地所有者責任はそれを補完するにとどまるという知見を導き出した点は、本論文の**独創的な視点**であると考えられる。

第3に、ドイツにおいて伝統的な実定警察法上の状態責任と、比較的新しい環境法上の原因者負担原則がいかに調整されてきたかを、立法、判例、学説のそれぞれについて詳細に検討したことは高く評価される。両者についての先行業績は少なからずあるものの、論者が言うように、両者の関係という論点に絞って学説と実務の動向を丹念に追うことで、日本の土壤汚染対策法上の土地所有者責任の考察に大きな資料的掛かりを与えるものとなった。学界に大きく裨益する業績と評価することができる。

第4に、論者は、日本においては、ドイツにおけるような原因者負担原則と状態責任の関係に関する重厚な議論もないままに、ドイツ警察法における「状態責任」の「土地所有者を責任者とする」機能のみを切り取って環境法の中に組みこまれたことを批判すべく、ドイツの法状況を極力客観的に描写しようとしており、その点も評価できる。

もっとも、以上の知見を導き出すに当たり、考察が今一步足りなかった点があるように思われる。

第1に、アメリカの CERCLA において、PRP の4つのタイプのいずれについても「原因者」に当たる概念が用いられていない点は軽視できず、**これをもってアメリカ法における原因者負担主義の発想の乏しさを示すものとする見解は否定できず、論者がこの点について十分に説明できていないのではないかと**の批判はありえよう。

第2に、アメリカ法において、土地所有者責任が汚染者負担原則を補完するものであると評価するためには、善意の土地所有者等の免責が制度上認められていることだけでなく、その実際上の運用にも目配りをする必要があるが、判例は3件しかないため、運用上十分な説得力があるとまでは言い難いとも考えられる。

第3に、本論文では、ドイツ法における、状態責任を原因者負担原則の一環に取り入れる多数説と、これを否定する少数説の対立が、原因者負担を動員できない場合に迅速で効率的な措置の発動を重視するのか、それとも負担の公平性を重視するのか、の対立として整理されているが、両者の背後にあるより深い考え方、論点、対立点を浮き彫りにすること、その際それぞれの考え方が具体的にどのような汚染を念頭に置いたものか、想定されている汚染の事実およびそれをめぐる社会関係と主張との関連という視点から分析することができていれば、さらに説得性のある論文となったと思われる。

しかし、これらは今後の研究課題として要望すべき事柄であり、本論文の価値をいさかも損ねるものではない。著者が示した原因者負担原則と土地所有者責任の関係に関する枠組みは学界に大きな貢献をするものであり、本論文はこの分野で必ず参照されるべき文献といえることができる。

IV. 結語

以上の審査の結果、後記の審査委員は、本論文の執筆者が博士(法学)(早稲田大学)の学位を受けるに値するものと認める。

2019年2月4日

審査委員

主査 早稲田大学教授 大塚直
早稲田大学教授 榎澤能生
早稲田大学教授 秋山靖浩

正誤表

修正箇所 (頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
5 頁注 9・3 行目	[2002 - 1]	[2002 - 1]43 頁
6 頁 1 行目	紹	紹介
9 頁注 19・2 行目	小川昇範「米国の	小川晃範「米国
9 頁注 22	(16)	(20)
9 頁注 23・1 行目	前掲注 (12)	加藤他・前掲注 (9)
10 頁注 24・9 行目	n	の
10 頁注 26・4 行目	直持つ	食物
14 頁 8 行目/15 頁注 47	NCP) い/浄化費用い	に
14 頁 16 行目	起源	期限
14 頁 22 行目/151 頁 5 行目	瀬金/席委任	責任
16 頁注 59・23 行目	連邦政府が	連邦法が
17 頁 8 行目	前	同
18 頁 1 行目	敵	提起
18 頁 24 行目	お y ぼい	およそ
21 頁 10 行目	坑井	公正
21 頁注 74	40657	40658
22 頁 20 行目	持ちづく	基づく
27 頁 17 行目	免責	面積
28 頁 9 行目	つがい	当該
28 頁 29 行目	用意	容易
30 頁 10 行目/31 頁 2 行目	種汚名/しょうめい	証明
31 頁 1 行目	逝去費用が消費価格	制御費用が商品価格
31 頁 10 行目	自己	事故
31 頁 11 行目	普段	負担
32 頁 11 行目	CWA	CAA
32 頁注 121	民事的救済と政策」	民事的救済と政策」岩村正彦他編
33 頁 20 行目	代	第
33 頁 21 行目	責任主体	責任体系
37 頁 28 行目	違憲	意見
38 頁 2 行目	調査	調和
38 頁 8 行目	私的	指摘
38 頁 24 行目	型	が他
56 頁注 257	(i)	(a)
58 頁 5 行目	(3)	(iii)
58 頁 10 行目	(4)	(iv)

58 頁 17 行目	(5)	(v)
58 頁 26 行目	3 .	(3)
59 頁 1 行目	(1)	(i)
59 頁 27 行目	(2)	(ii)
65 頁 9,22 行目	本稿前節	本稿
67 頁 19 行目	2 .	(4)
69 頁 17 行目	3 .	(5)
73 頁注 289 ・ 3 行目	調査命令権原	調査命令権限
75 頁 6,9,10,12 行目	責任当事者	責任主体
75 頁注 290	松	松村
75 頁注 292 ・ 4 行目	S. 193.	(2011) S. 193.
75 頁注 293 ・ 5 行目	不動産	不動産
75 頁注 295 ・ 1 行目	sic him	sich im
76 頁注 297	Urteil vom 01. Oktober 2008	NVwZ 2009, 734
78 頁 6 行目	(2)	(1)
79 頁注 316 ・ 1 行目	sonderpolizeirecht	Sonderpolizeirecht
80 頁注 318	München	München
84 頁注 322 ・ 2 行目	Unabhängigen	unabhängigen
98 頁 4 行目	3 点	2 点
98 頁注 375 ・ 4 行目	1 号 11 頁。	1 号 (2008) 11 頁。
102 頁注 392 ・ 1 行目	al sein	als ein
102 頁注 394/133 頁注 531	DÖV	OVG Rheinland-Pfalz, DÖV
102 頁注 394	NJW...DVBL	BGH, NJW...OVG Münster, DVBl
103 頁注 398	Zustandverantwortlichkeit des Grundeigentümers...2005	Grundlagen und Grenzen der Zustandsverantwortlichkeit des Grundeigentümers...VerwArch 96 (2005)
103 頁注 400	Lneburg	Lüneburg
103 頁注 401 ・ 2 行目	2009,	a. a. O.,
112 頁注 434 ・ 4 行目	土壤汚染状況	土壤汚染状況調査
112 頁注 434 ・ 10 行目	434 号	434 号 (2017)
112 頁注 435	土壤汚染対策法...55 頁。	土壤汚染対策法改正...56 頁。
113 頁注 440	大塚・前掲注 (435)	大塚直「土壤汚染対策法の法的評価」ジュリスト 1233 号 (2002)
117 頁注 452 ・ 2 行目	前掲注 (153)	環境省水大気環境局長通知・前掲注 (439)
117 頁注 453 ・ 5 行目	前掲注 (435)	前掲注 (440)
124 頁注 484/126 頁注 499	環境情報管理	環境情報科学
125 頁 5 行目	多少的	対照的
125 頁注 487	前掲注 (485)	前掲注 (477)
125 頁注 493	前掲注 (46)	前掲注 (113)
126 頁 15 行目	盛業	生業

126 頁注 500	86-87 頁	14 頁
128 頁注 508	土壌汚染対策法 7 条…する。」	前掲注 (1) 参照。
129 頁注 511・1 行目	開設	解説
130 頁注 514	東平・前掲注 (514)	東平好史「警察責任の研究 (二・完)」神戸法学雑誌 16 卷 4 号 (1967)
130 頁注 518・6 行目	『行政法と	佐藤英善・首藤重幸編『行政法と
131 頁 6 行目	Zustandstörer	Zustandsstörer
133 頁 19 行目	(ii)	(iii)
138 頁 14 行目	(iii)	(iv)
138 頁注 566・2 行目	田中・139 頁、鎌野・144 頁	田中・後掲注 (567) 139 頁、鎌野・後掲注 (567) 144 頁
139 頁注 572・1 行目	前掲注 (569) 139 頁	前掲注 (567) 139 頁
140 頁注 576	川角…24 頁…2009・172 頁	川角・前掲注 (567) …前掲注 (573) 24 頁…172 頁
141 頁 3 行目	(3)	(2)
144 頁注 584・2 行目	260 号	260 号 (1980)
145 頁 12 行目	関する	解する
146 頁 8 行目	等しく	著しく
149 頁 21 行目,22 行目	2 項	3 項
150 頁 23 行目	「警察責任者	警察責任者
150 頁 24 行目	ことによって、その自由が	場合に
162 頁 9 行目	汚染者	原因者
167 頁 17 行目	策	策定